平成２４年（フ）第４４号
長野市若里５丁目20番１―203号　若里団地１―203
債務者　金田　清美
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　和枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３３号
長崎県長崎市三原１丁目21番27号　ＣＵＢＥ三原向日葵館301号
債務者　本田　圭一
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
さいたま市南区四谷３丁目13番15―302号
債務者　内山　勝良
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
長崎県長崎市琴海大平町1809番地31、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷550番地10
債務者　山本　繁範
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
長崎県長崎市琴海大平町1809番地31、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町稗木場郷550番地10
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９６号
札幌市西区発寒８条７丁目10番２号　発寒グリーンハイム101号
債務者　大室　秀行
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７７号
札幌市北区北22条西３丁目２番８―306号
債務者　杉山　由美
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４２号
札幌市南区澄川４条５丁目２番１号　大空マンション201号
債務者　浅野　浩未
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６１号
札幌市東区北25条東12丁目１番27号　アドゥヴンス25―105号
債務者　樋口　信行
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８５号
札幌市東区北23条東５丁目６番３―205号
債務者　浦山　明姫
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４１４号
札幌市北区北６条西９丁目９番地31　グランメール植物園オー弐番館301号
債務者　大澤　幸恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２０号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番15―305号
債務者　佐藤　利江
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２５号
札幌市中央区南11条西７丁目１番７―807号
債務者　早川　博文
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４３９号
北海道千歳市新富２丁目３番15―306号
債務者　金谷　一忠
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２号
北海道網走市駒場北４丁目６番８号
債務者　福田　典子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
神奈川県伊勢原市上粕屋425―13　ハイツ峰岸101、住民票上の住所神奈川県平塚市大島1027番地　サン・コーポラス大島１―108
債務者　目時真由美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１７２８号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２番57号
債務者　吉岡　朋晃
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係